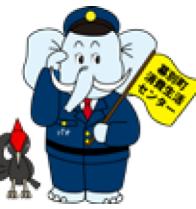


# 幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース



第45号

町内で  
被害発生！

町内の40代男性が昨年アダルトサイト閲覧中に登録完了となり、退会できず請求される「ワンクリック請求」にありました。当初は詐欺と気づき無視していましたが、10月に弁護士を名乗る者から「80万円の未納料金を今なら20万円で処理する」と言われ、送金しました。その後も3回にわたり、他にも未納料金があつたなどと合計120万円の被害にありました。

同時に管内に住む40代女性も「利用料金の確認が取れない」と言つショートメールがスマートに届き、「今日中に払わない」と訴訟を起こす、「今日中に払えば95%返金される」などと言われ、30万円分の電子マネーを購入し番号を教え被害にありました。

「未納料金がある」「連絡ない場合は訴訟を起こす」などは詐欺を疑いましょう。記載の連絡先には絶対に連絡せず、消費者活動センターや警察に相談してください。

町内の40代男性が昨年アダルトサイト閲覧中に登録完了となり、退会できず請求される「ワンクリック請求」にありました。当初は詐欺と気づき無視していましたが、10月に弁護士を名乗る者から「80万円の未納料金を今なら20万円で処理する」と言われ、送金しました。その後も3回にわたり、他にも未納料金があつたなどと合計120万円の被害にありました。

幕別町消費者被害防止ネットワークの構成組織のメンバー33人と消費者教育推進大使(道内初)に任命されているパオくんは、幕別・札内・忠類地区の各金融機関で、訪れた利用者の方々に「振り込め詐欺や架空請求に気をつけてください」と防犯グッズを配りながら注意を呼びかけました。

今後も幕別町消費者被害防止ネットワークでは、構成団体の連携をより深めて、住民のみなさまを消費者被害から守る活動に取り組んでまいります。



啓発活動を  
実施しました

10月15日の年金支給日に、

**今月の相談**  
公的機関のようなどころから、「『年金生活者支援給付金』の手続きを1週間以内にするよう」と封書が届いた。信ぴょう性があるか知りたい。

## 相談事例紹介 「年金生活者支援給付金制度」とは？

この機関のホームページに「制度の該当者に手続きのご案内が送られる」と記載があり、相談者に届いた文書は、年金機構から送付されたものでしたので、記入の上返送するよと伝えました。

10月の消費税率引き上げに合わせ、高齢者などを対象に「年金生活者支援給付金制度」がスタートしました。受け取りには申請が必要で、同封のはがきに提出日・氏名・電話番号・差出人の住所などを記入し返送すると、後日支給決定通知書が届き給付が始まります。

給付金制度に便乗した詐欺被害が心配されます。年金機構では、「厚労省などが電話で家族構成や金融機関の口座番号、暗証番号を聞くことは絶対ない。不審に感じたら、警察などに連絡を」と呼びかけています。

申請に関するお問い合わせは、年金生活者支援給付金専用ダイヤル(0157-0-05-4092)または、帯広年金事務所(0155-65-5001)まで。

その他、厚生労働省職業安定局雇用保険課から、「雇用保険の追加給付に関するお知らせとお願い」が対象者に送付されています。払渡希望金融機関変更届に記入、押印し返信用封筒で回答する必要があります。

公的機関からはがきや封書等が届いた時、不審な書類が届いた時はご相談ください。

もうすぐ年末  
「わが街を  
みんなで守ろう  
年の暮れ」

問 幕別町消費生活センター(☎55-5800)

地区	相談受付		場 所
幕別	火曜・木曜	午前9時～午後4時	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	(札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜		忠類コミュニティセンター

# 見守り 新鮮情報

# 消費生活センター 一人で悩まず、 気軽に相談を

消費者トラブルの解決のためには、できるだけ早く消費生活センターに相談することが大切です。消費生活センターがどのようなところかご紹介します。



## Q1 どのような内容を相談できますか？

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがをした」などの、消費生活に関する**消費者と事業者間のトラブル**について相談できます。消費生活相談員が、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策などについて助言します。ケースによっては交渉の手伝い(あっせん)をすることもあります。

## Q2 事前に準備しておくとよいものはありますか？

契約書等の関係書類やトラブルに至った状況についてのメモ、トラブルが起きた物の写真などを用意しておくとよいでしょう。

## Q3 どこに電話をすればよいですか？

局番なしの「**188**」にあかけください。お近くの消費生活センター等につながります。

## Q4 料金はかかりますか？ また、秘密は守られますか？

相談は**無料**ですが、通話料金がかかります。消費生活相談員には守秘義務がありますので安心してご相談ください。

早めにね！

見守るくん

\*寄せられた相談情報は、個人を特定できる情報を除いてデータ化され、統計処理を行ったうえで消費者への注意喚起や法改正の基礎資料に使われるなど、消費者被害の未然防止・拡大防止に大きな役割を果たしています。